



島根県報

平成19年 7 月 6 日 (金)
第 1,894 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定施術機関の事業廃止の届出	(")	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	(障 害 者 福 祉 課)	2
農業振興地域の指定の一部改正 (6 件)	(農 業 経 営 課)	2
保安林の指定施業要件の変更	(森 林 整 備 課)	4
保安林の指定の解除 (2 件)	(")	4
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	5
道路の位置の指定	(建 築 住 宅 課)	5

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	5
平成20年度島根県立農業大学の学生募集	(農 業 経 営 課)	6

選管告示

不在者投票を行うことができる施設の指定		8
---------------------	--	---

人委告示

平成19年度島根県職員採用高校卒業程度試験及び職員 (資格免許職) 採用試験の実施		8
平成19年度島根県及び警視庁警察官採用高校卒業程度共同試験の実施		12

公安告示

警備員指導教育責任者講習の実施	(警 察 本 部)	15
貴重品運搬警備業務 2 級検定の実施	(")	16

正 誤

平成18年10月 6 日付け島根県報第1,818号中	(道 路 維 持 課)	18
平成19年 6 月 8 日付け島根県報第1,886号中	(")	18

告 示

島根県告示第562号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成19年 7 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施 術 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
藤村整骨院	出雲市今市町扇町764	平成19年 4 月 1 日

のぞみ整骨院	出雲市西新町一丁目2453 - 7	平成19年5月2日
--------	-------------------	-----------

島根県告示第563号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施 術 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
藤村整骨院	出雲市今市町扇町764	平成19年3月31日

島根県告示第564号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成19年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		自 立 支 援 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
名 称	所 在 地		
調剤薬局オオバ	益田市中島町イ36 - 1	育成医療 更生医療	平成19年 7月1日

島根県告示第565号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第293号）の一部を次のように改正する。

平成19年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 松江地域の項地域の範囲の欄を次のように改める。

松江市のうち、次の図面の赤色で着色した部分（ア）平成16年島根県告示第62号で定められた松江圏都市計画市街化区域、西津田、古志原及び上乃木のうち市街化区域で囲まれた区域、乃木福富町の市街化区域に挟まれた忌部川並びに玉湯町湯町のうち市街化区域と宍道湖の区域で囲まれた区域、（イ）平成8年6月21日宍道町告示第40号により定められた宍道都市計画用途地域、（ウ）昭和45年島根県告示第293号で官行造林とされた東持田町字納蔵山1672、1673及び1601、これらの官行造林に囲まれた区域並びにこれらの官行造林と島根町界に囲まれた区域並びに本庄町字小屋ノ谷2331、字二ノ谷2335、字ノリ越2336及び字六郎谷2337並びにこれらの官行造林に囲まれた区域、（エ）鹿島町のうち、昭和38年厚生省告示第180号で定められた大山隠岐国立公園の島根半島東部特別地域（第1～3種）、（オ）島根町のうち、昭和38年厚生省告示第180号で定められた大山隠岐国立公園の特別保護地区、第1種特別地域、加賀の特別保護地区に隣接する第2種特別地域及び当該第2種特別地域に隣接する第3種特別地域、（カ）美保関町のうち、自然公園法に基づき昭和38年厚生省告示第181号で定められた大山隠岐国立公園島根半島東部特別地域（第1種、第2種のうち菅浦及び雲津を除く地域並びに第3種のうち美保関字天神山後、軽尾長尾谷、長尾谷及び軽尾狼谷を除く地域）、（キ）鹿島町片匂及び御津の中国電力島根原子力発電所用地、（ク）島根町古（栗）島、桂島及び櫛島並びに美保関町の白（松）島、（ケ）港湾法に

基づき昭和39年島根県告示第316号で定められた港湾隣接地域の七類地区及び港湾法に基づき昭和40年島根県告示第428号により定められた七類臨港地区、(コ)八雲町のうち、熊野国有林及び熊野国有林と安来市境に囲まれた区域、(サ)八束町のうち、江島字新中浦及びこれと中海に囲まれた区域、(シ)昭和62年島根県告示第473号で松江市、鹿島町、島根町及び美保関町の区域のうち、別添図面の赤色斜線部分を農業振興地域の縮小を行うこととされた区域)を除く区域

島根県告示第566号

農業振興地域の指定(昭和45年島根県告示第892号)の一部を次のように改正する。

平成19年 7 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

8 宍道地域の項を次のように改める。

8 削除

島根県告示第567号

農業振興地域の指定(昭和46年島根県告示第859号)の一部を次のように改正する。

平成19年 7 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 美保関地域の項及び 2 玉湯地域の項を次のように改める。

1 削除

2 削除

島根県告示第568号

農業振興地域の指定(昭和47年島根県告示第886号)の一部を次のように改正する。

平成19年 7 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 八雲地域の項を次のように改める。

1 削除

5 鹿島地域の項を次のように改める。

5 削除

島根県告示第569号

農業振興地域の指定(昭和48年島根県告示第118号)の一部を次のように改正する。

平成19年 7 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

2 島根地域の項を次のように改める。

2 削除

島根県告示第570号

農業振興地域の指定(昭和48年島根県告示第432号)の一部を次のように改正する。

平成19年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 八束地域の項を次のように改める。

1 削除

島根県告示第571号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年9月10日農林省水産告示第1399号（一及び二に係るものに限る。）、昭和63年8月18日農林水産省告示第1224号（一に係るものに限る。）、昭和63年9月13日農林水産省告示第1430号、昭和63年9月16日農林水産省告示第1455号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第572号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町大字室谷1324 - 6（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

放送設備用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第573号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

大田市三瓶町池田字壱町田2617 - 4

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第574号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年 7 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
浜田市	平成16年度～18年度	127枚	1冊	宇津井 2	平成19年 6 月20日
雲南市	平成16年度～18年度	31枚	1冊	川井 3	平成19年 6 月20日
津和野町	平成16年度～17年度	29枚	1冊	三步市 - 2	平成19年 6 月20日
雲南市	平成17年度～18年度	32枚	1冊	川井 4	平成19年 6 月20日
川本町	平成16年度～18年度	79枚	2冊	川本（11）（12）	平成19年 6 月20日

島根県告示第575号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成19年 7 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 道路の位置
簸川郡斐川町大字直江町5064番 4、同5064番10、同5066番 2 の一部、同5068番 2 の一部、同5069番 2 の一部
- 2 道路の幅員、延長及び位置標示方法

道路番号	道路の幅員	道路の延長	位 置 標 示 方 法
1	6.00メートル	55.82メートル	別紙図面図示位置に、道路側溝、L型擁壁、鋼製排水溝、地先境界ブロック、金属プレート及び鋸により標示する。
2	6.00メートル	56.57メートル	別紙図面図示位置に、道路側溝、L型擁壁、鋼製排水溝、地先境界ブロック及び金属プレートにより標示する。

- 3 指定の年月日及び番号
平成19年 6 月25日 第 2 号

備考

別紙図面は、出雲県土整備事務所及び斐川町役場に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請が

あったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成19年6月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 生活習慣病予防研究センター

3 代表者の氏名

塩飽 邦憲

4 主たる事務所の所在地

島根県出雲市塩冶町835番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般国民および事業者に対して、生活習慣病の予防教育および機能性食品の開発に関する事業を行い、健康な社会の実現に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎2階）

平成20年度島根県立農業大学の養成部門の学生を次のとおり募集する。

平成19年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集の目的

本県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野にたつて農林業を考え、新しい農林業を創造し、次代の農林業をリードする農業者及び森林管理技術者を養成する。

2 一般入学検定

(1) 募集人員及び修業年限

科 名	専 攻	募集人員	修業年限	備 考
園芸畜産科	野 菜	30人	2 年	募集人員は、推薦入学者を含む。
	花 き			
	果 樹			
	肉用牛			
森林管理科		10人		

(2) 出願資格

以下のアからウのいずれかに該当する者であつて、学力及び人物、健康ともに優れている者。

ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは平成20年3月に卒業見込みの者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは平成20年3月に修了見込みの者

- イ 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- ウ その他知事がア又はイに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めたる者

(3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送又は直接島根県立農業大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

㊦ 入学願書(島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。)

㊧ 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

2の(2)の㊦に定める以外の者にあつては、大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類

㊨ 返信用封筒(長型3号縦23.5センチメートル×横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手90円分をはり付けたもの)

㊩ 入学検定料(郵便定額小為替2,200円分)

イ 出願期間

平成20年1月22日(火)から2月1日(金)までとし、郵送の場合は2月1日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農業大学校教育部 入試担当

(4) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

㊦ 日時 平成20年2月14日(木)10時から16時まで

㊧ 場所 大田市波根町970番1

島根県立農業大学校

㊨ 検定 入学検定は一般教養試験、小論文及び面接試験とする。

イ 合格者の発表

平成20年2月21日(木)島根県立農業大学校の玄関前に掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

3 推薦入学検定

(1) 募集人員

2の(1)に定める募集人員のうち8割程度とする。

(2) 出願資格及び要件

2の(2)に定める者で、次のアからウの要件を満たす者とする。

ア 出身学校長が推薦する者

イ 島根県立農業大学校卒業後、就農し農林業後継者となる者又は島根県内において、地域農林業の振興と農村社会の発展に貢献すると見込まれる者

ウ 本県に居住している者

(3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送又は直接島根県立農業大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

㊦ 入学願書(島根県立農業大学校所定の用紙を用いること。)

㊧ 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

㊨ 推薦書(島根県立農業大学校所定の用紙により、入学志願者の出身学校長が作成したもの)

㊩ 返信用封筒(長形3号縦23.5センチメートル×横12.0センチメートル1枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手90円分をはり付けたもの)

㊪ 入学検定料(郵便定額小為替2,200円分)

イ 出願期間

平成19年10月15日(月)から10月26日(金)までとし、郵送の場合は、10月26日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農業大学校教育部 入試担当

(4) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

㊦ 日時 平成19年11月8日(木) 10時から16時まで

㊧ 場所 大田市波根町970番1 島根県立農業大学校

㊨ 検定 小論文及び面接試験

イ 合格者の発表

平成19年11月15日(木)島根県立農業大学校の玄関前に掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(5) 推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

推薦入学の検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとする者は、出願手続きとして2の(3)に掲げる書類のうち、入学願書及び返信用封筒を2の(3)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科(専攻)を変更しても差し支えない。

4 問合せ先

出願手続、入学検定等について不明な点は、島根県立農業大学校又は隠岐支庁農林局若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。

5 その他

入学願書等の島根県立農業大学校所定の用紙は、島根県立農業大学校で交付する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒(角形2号縦33.2センチメートル×横24センチメートル1枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手120円分をはり付けたもの)を同封すること。

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第79号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成19年7月6日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホームあかぎの里	飯石郡飯南町野萱1831番地2	平成19年6月14日

人事委員会告示

島根県人事委員会告示第6号

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第18条第1項の規定に基づき、平成19年度島根県職員採用高校卒業程度試験及び職員(資格免許職)採用試験を次のとおり実施する。

平成19年 7 月 6 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成19年 7 月30日 (月) ~ 同年 8 月31日 (金)

受付時間は、午前 8 時30分から午後 5 時まで (土曜日及び日曜日を除く。)。郵送による場合は、8 月31日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、8 月24日 (金) 午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の種類	試験区分	採用予定人員	職務内容
高校卒業程度	一般事務	1 名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事
	土 木	1 名	島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画等に関する計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事
	学校事務 A・B (出雲地区)	A 7 名	島根県教育庁松江教育事務所及び出雲教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事
		B 3 名	
	学校事務 A・B (石見地区)	A 3 名	島根県教育庁浜田教育事務所及び益田教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事
B 2 名			
警察事務	1 名	島根県警察の諸機関に勤務し、警察事務に従事	
資格免許職	保健師	3 名	保健所等に勤務し、専門的業務に従事
	診療放射線技師	2 名	県立病院又は保健所等に勤務し、専門的業務に従事
	管理栄養士	3 名	県立病院等に勤務し、専門的業務に従事
	助産師	5 名	県立病院に勤務し、専門的業務に従事
	言語聴覚士	1 名	
	臨床工学技士	1 名	
	司 書	2 名	県立高校又は県立図書館等に勤務し、専門的業務に従事

- (注) 1 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。
 2 申込受付後の試験区分の変更は認めない。
 3 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、学歴、資格等

試験の種類 又は試験区分	年 齢 ・ 資 格 等
高校卒業程度 (学校事務 A を除く)	昭和61年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた者
高校卒業程度 (学校事務 A)	昭和53年 4 月 2 日から昭和61年 4 月 1 日までに生まれた者
司 書	昭和55年 4 月 2 日から昭和63年 4 月 1 日までに生まれた者で、司書の資格を有するもの又は平成20年 3 月末までに当該資格を取得する見込みのもの
診療放射線技師	昭和54年 4 月 2 日から昭和62年 4 月 1 日までに生まれた者で、診療放射線技師の免許を有するもの又は平成20年 3 月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの

臨床工学技士	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、臨床工学技士の免許を有するもの又は平成20年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
言語聴覚士	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、言語聴覚士の免許を有するもの又は平成20年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
管理栄養士	昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者で、管理栄養士の免許を有するもの又は平成20年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
保健師	昭和53年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は平成20年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの
助産師	昭和53年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、助産師の免許を有するもの又は平成20年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者（試験区分「学校事務」、「保健師」、「管理栄養士」、「診療放射線技師」、「助産師」、「言語聴覚士」、「臨床工学技士」及び「司書」を除く。）
- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場		合 格 発 表
第1次試験	平成19年9月23日（日） 受付時間 8：30～9：00	松江 市	島根大学教養2号館 （松江市西川津町）	10月4日（木）に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者（棄権者を除く。）に結果を通知する。
	試験時間 9：30～15：00		島根県浜田合同庁舎 （浜田市片庭町）	
第2次試験	10月下旬に松江市で実施する予定 （第一次試験合格通知の際に通知する。）			11月27日（火）に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者（棄権者を除く。）に結果を通知する。

5 試験の種目、配点及び内容

区分	試験の種類	試験種目及び配点	試験区分	内 容
第1次試験	高校卒業程度	教養試験（300点・ 土木は150点）	全試験区分	公務員として必要な知識及び知能について、択一式による高校卒業程度の筆記試験
		専門試験（150点）	土 木	専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験
第2次試験	資格免許職	教養試験（120点）	全試験区分	公務員として必要な知識及び知能について、択一式による短大卒業程度の筆記試験
		専門試験（180点）		専門的な知識及び能力について、択一式又は択一式及び記述式による筆記試験
第2次試験	高校卒業程度及び資格	面接試験（500点）	全試験区分	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出）
		作文試験（200点）		文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験

試験	免許職	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
		身体検査	

6 専門試験出題分野

試験区分	出 題 分 野
土 木	数学・物理・情報技術基礎、土木設計、水理、土質力学、測量、土木計画、土木施工
司 書	生涯学習概論、図書館概論、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館資料論、専門資料論、資料組織論、児童サービス論、図書及び図書館史、資料特論、コミュニケーション論、情報機器論
診療放射線技師	放射線物理学、放射線計測学、基礎医学、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、診療画像機器学（医用工学を含む。）、診療画像検査学・エックス線撮影技術学、医用画像情報学（画像工学を含む。）、核医学検査技術学（放射化学を含む。）、放射線治療技術学、放射線安全管理学
臨床工学技士	医学概論（公衆衛生学、人の構造及び機能、病理学概論及び関係法規を含む。）、臨床医学総論（臨床薬理学を含む。）、医用電気電子工学（情報処理工学を含む。）、医用機械工学、生体物性材料工学、生体機能代行装置学、医用治療機器学、生体計測装置学、医用機器安全管理学
言語聴覚士	基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、心理学、音声・言語学、社会福祉・教育、言語聴覚障害学総論、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語・嚥下障害学及び聴覚障害学
管理栄養士	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論
保健師	地域看護学、疫学・保健統計、保健福祉行政論
助産師	基礎助産学、助産診断・技術学、地域母子保健、助産管理

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所及び島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「高卒程度請求」又は「資格免許職請求」と朱書きし、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込みこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「高卒程度申込」又は「資格免許職申込」と朱書きし、配達記録郵便又は簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

(1) 合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 資格又は免許の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

9 給与

初任給は、平成19年4月1日現在、原則として下の表のとおりである。このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。（学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定す

る。)

なお、給与については、本県の財政事情により、現在、一定割合(6%)の減額措置を実施している。

試験区分	学 歴	年 齢	初任給月額(減額前)
高校卒業程度	高校卒	18歳	138,400円
診療放射線技師 言語聴覚士 臨床工学技士	短大3卒	21歳	165,000円
保健師 助産師	大学卒	22歳	196,000円
管理栄養士	大学卒	22歳	176,100円
司書	短大2卒	20歳	151,000円

島根県人事委員会告示第7号

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第18条第1項の規定に基づき、平成19年度島根県及び警視庁警察官採用高校卒業程度共同試験を次のとおり実施する。

平成19年7月6日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成19年7月9日(月)から同年8月3日(金)まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)。郵送による場合は、8月3日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、7月27日(金)午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員		職 務 内 容
男性	島根県	20名	島根県警察本部又は県内の警察署(警視庁については、警視庁又は東京都内の警察署)に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持。
	警視庁	5名	
女性	3名		

(注) 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、性別及び学歴

年 齢 ・ 性 別 ・ 学 歴
昭和52年4月2日から平成2年4月1日(警視庁については、昭和52年9月18日から平成2年4月1日)までに生まれた者。(警視庁については、男性に限る。)ただし、学校教育法による大学(島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者及び平成20年3月31日までに卒業する見込みの者を除く。

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人(経過措置による準禁治産者を含む。)
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県（警視庁については東京都）の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党
 その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場		合 格 発 表
第1次試験	平成19年 9 月16日（日） 受付時間 8 時40分～ 9 時10分	松江市 浜田市	島根県職員会館 （松江市内中原町）	10月 4 日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員（棄権者を除く。）に試験の結果を通知する。（警視庁警察官採用試験合格者については、別途警視庁から直接本人に通知される。）
	試験時間（予定） 9 時30分～17時		島根県立浜田高等学校 （浜田市黒川町）	
第2次試験	島根県	11月上旬に松江市で実施する予定（第1次試験合格通知の際に通知する。）		11月27日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員（棄権者を除く。）に試験の結果を通知する。
	警視庁	警視庁から直接合格者に通知する。		

5 試験の種目及び内容

区分	試験種目	内 容								
第1次試験	教養試験（180点）	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験								
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査 なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">男</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上（警視庁はおおむね48キログラム以上） ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上（警視庁は基準なし） ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上（警視庁については、両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は両眼とも裸眼視力がおおむね0.1以上で矯正視力が両眼とも1.0以上） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・色 覚 正常であること。 ・聴 力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。（警視庁は基準なし） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">女</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね155センチメートル以上 ・体 重 おおむね45キログラム以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・色 覚 正常であること。 ・聴 力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 </td> </tr> </table>	男	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上（警視庁はおおむね48キログラム以上） ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上（警視庁は基準なし） ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上（警視庁については、両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は両眼とも裸眼視力がおおむね0.1以上で矯正視力が両眼とも1.0以上） 	性	<ul style="list-style-type: none"> ・色 覚 正常であること。 ・聴 力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。（警視庁は基準なし） 	女	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね155センチメートル以上 ・体 重 おおむね45キログラム以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 	性	<ul style="list-style-type: none"> ・色 覚 正常であること。 ・聴 力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	男	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上（警視庁はおおむね48キログラム以上） ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上（警視庁は基準なし） ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上（警視庁については、両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は両眼とも裸眼視力がおおむね0.1以上で矯正視力が両眼とも1.0以上） 								
	性	<ul style="list-style-type: none"> ・色 覚 正常であること。 ・聴 力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。（警視庁は基準なし） 								
女	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね155センチメートル以上 ・体 重 おおむね45キログラム以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 									
性	<ul style="list-style-type: none"> ・色 覚 正常であること。 ・聴 力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 									
体力検査（90点）	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立て伏せ、立ち幅跳び、上体起こし、時間往復走を行うが、一定基準を満たさない者は不合格とする。									
特技加点（30点）	別欄に掲げる対象特技（英語、柔道、剣道）の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。									

第 2 次 試 験	面接試験(500点)	人物並びに警察官としての職務遂行能力をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出)
	作文試験(200点)	文章による表現力、思考力等の試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについての検査(健康診断書の提出)

(注) 上記配点については、島根県で実施する内容である。

別欄

対 象 特 技	英語	
	ア 実用英語技能検定(英検)	準2級以上
	イ TOEIC	470点以上
	ウ TOEFL PBT CBT	447点以上 130点以上
	エ 国際連合公用語英語検定(国連英検)	D級以上
	柔道	初段以上(講道館認定)
	剣道	初段以上(全日本剣道連盟認定)
確 認 方 法	<p>対象特技を証明する書類(合格証・段位証書等)の原本とその写し(A4判)を第1次試験受付時に提出する。</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合は加点しない。</p> <p>ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合</p> <p>イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合</p>	

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、県内各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官請求」と朱書し、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申込みこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「警察官申込」と朱書し、配達記録郵便又は簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、島根県の警察官採用候補者名簿(警視庁については、東京都の警察官採用候補者名簿)に登載され、任命権者(島根県警察本部長。警視庁については、警視総監)からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 1の受験資格を満たさない場合は、採用候補者名簿に登載されても採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、島根県の警察学校(警視庁については、東京都の警察学校)に入校し、10か月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の警察署(警視庁については警視庁又は東京都内の警察署)に配置される。

8 給与

初任給は、島根県警察官の場合、平成19年 4 月 1 日現在、高校卒18歳で月額162,800円で、このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。(高校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。)

なお、給与については本県の財政事情により、現在、一定割合の減額措置を実施している。

9 その他

受験申込みに当たっては、島根県のみ志望又は島根県及び警視庁を志望のいずれかを選択すること。警視庁のみを志望することはできない。

島根県及び警視庁を志望する者のうち、島根県で第 1 次試験に合格した者は、警視庁への志望は考慮されない。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第74号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第 2 条の規定に基づく、警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。)第 2 条の規定により告示する。

平成19年 7 月 6 日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

1 講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施 期 日	実施時間	実 施 場 所
法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務	平成19年 8 月20日(月)から同月21日(火)まで	9 : 00 ~ 17 : 00	松江市殿町158番地 島根県民会館
	同月22日(水)	9 : 00 ~ 12 : 00	

2 講習定員

40人

3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の法第11条 3 第 2 項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者

4 受講申込手続に関する事項

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

受講を希望する者は、島根県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話0852 - 25 - 8870)に事前に申込みを行い、受理番号を取得すること。

事前申込みにあたっては、次の点に注意すること。

- (ア) 受付専用電話以外での受付は行わない。
- (イ) 1 回の通話で受け付ける人数は 1 人とする。
- (ウ) 申込みは、受付担当者からの質問に即答できる者が行うこと。即答できない場合は受け付けない。
- (エ) 申込みは先着順に受け付け、講習定員に達したときは受付を締め切る。

イ 事前申込受付期間

- (ア) 島根県内に住所を有する者又は島根県内の警備業者の営業所に属する者

平成19年 7 月18日(水)から同月20日(金)までの午前 9 時から午後 4 時まで

(イ) 上記以外の者

平成19年7月19日(木)から同月20日(金)までの午前9時から午後4時まで

(2) 受講申込書の提出

(1)により受理番号を取得した者は、次により受講申込書を提出すること。

ア 提出期間

平成19年7月23日(月)から同月25日(水)までの午前8時30分から午後5時まで

イ 受付場所

島根県内の警察署

ウ 提出書類

(ア) 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書1通(写真(提出の日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼り付けたもの)

(イ) 旧資格者証の写し1通

(ウ) 代理人が提出する場合にあっては、申込者本人の委任状

(3) 受講手数料

14,000円

受講申込書提出時に島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、受講手数料は、受講申込書を受理した後は申込みを取り消し又は受講しなかった場合でも還付しない。

5 講習の委託

講習は、社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

6 その他

(1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

(2) 講習初日の午後8時30分から同8時50分までの間、講習の受付を行う。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0852-26-0110内線3492)又は島根県内の最寄りの警察署生活安全(刑事)課(係)に行くこと。

島根県公安委員会告示第75号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第7条の規定により告示する。

平成19年7月6日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

貴重品運搬警備業務 2級

2 検定実施日時

平成19年10月6日(土) 午前8時30分から午後5時まで

3 検定実施場所

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

4 受検定員

5人程度

5 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

(1) 島根県内に住所を有する者

(2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に属する警備員

7 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成19年 8 月 27 日（月）から同年 8 月 31 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

ただし、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は島根県内の営業所に属する警備員にあっては当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申込みは受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 添付書類

㊦ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

㊧ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

㊨ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

(4) 検定手数料

16,000 円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

8 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

9 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会の共同で実施する。

10 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課（電話 0852 26 0110 内線 3492）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

正 誤

平成18年10月6日付け島根県報第1,818号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
9	島根県告示第945号 の表中	邑智郡川本町大字三俣 88番地1から同所まで	邑智郡川本町大字三俣 88番1地から同所まで
		邑智郡川本町大字三俣 33番地2から同大字27 番地1まで	邑智郡川本町大字三俣 33番2地から同大字27 番1地まで

平成19年6月8日付け島根県報第1,886号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第486号 の表中	邑智郡美郷町都賀行 792番地3地先から同 地先まで	邑智郡美郷町都賀行 792番3地先から同地 先まで
3	島根県告示第487号 の表中	邑智郡川本町大字三俣88番1から同所 まで	邑智郡川本町大字三俣88番1地から同 所まで
		邑智郡川本町大字三俣33番2から同大 字27番1まで	邑智郡川本町大字三俣33番2地から同 大字27番1地まで